

信書便行政に対する要望等について

1. 概要

平成18年度に実施した新規事業者検査時等における要望等は、大別すると以下の4つの事項に関するものであった。

- (1) 信書便制度の周知広報活動の推進
- (2) 事業者間の意見交換の実施
- (3) 特定信書便の業務範囲の拡大（例：1号役務の大きさ、3号役務の料金）
- (4) 信書便制度に係る申請手続等の簡素化

2. 基本的な考え方

- (1) 信書便制度の周知広報活動の推進

信書便制度のより一層の周知及び理解を図るため、全国の各地方総合通信局等管内において、事業者及び利用者向けの説明会を開催しているほか、以下のような施策を実施しているところ。

- ・ 信書便制度を周知するため地方自治体等を個別訪問して説明
- ・ 郵便の他信書便でも送達可能な官公庁への文書送達等について、制度担当部局の協力を得てHP等で周知

- (2) 事業者間の意見交換の実施

信書便事業の現状や取組状況等に関する事業者間の意見交換を促進するため、「信書便事業に関する意見交換会」を開催しているところ。

また、事業者間の自主的な意見交換の場などについて、可能な限り紹介することとしている。

- (3) 特定信書便の業務範囲の拡大及び(4)信書便制度に係る申請手続等の簡素化

郵便におけるリザーブドエリアと競争政策に関する研究会の報告書（平成18年6月30日）を踏まえ、信書便制度の在り方について現在検討中。

3. 平成19年度における総務省の取組（予定）

- (1) 信書便制度の周知広報活動の推進

幅広い層に対して説明会への参加を要請していく等、引き続き、周知広報等事業の充実を図っていく。

- (2) 事業者間の意見交換会の開催

引き続き、事業者の方々の要望等を踏まえ、意見交換の場を設置する予定。

- (3) 信書便事業の適正な運営の確保

信書便事業分野における個人情報保護のガイドラインの在り方について検討を進めていくなど、業務の適正な運営に資する取組を実施していく。

- (4) 信書便制度の在り方についての検討

郵便におけるリザーブドエリアと競争政策に関する研究会の報告書を踏まえ、引き続き、信書便制度の在り方について検討を進める。